

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 9 号

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則

名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| (就学援助の申請の手続)<br>第 4 条 (略)<br><u>2 前項の規定による申請書の提出は、児童又は生徒の在学する学校（小学校への就学予定者にあつては学齢簿の記載に基づき指定される予定の就学すべき小学校）の校長（以下「校長」という。）を經由して行う。この場合において、校長は、児童又は生徒について、教育的立場から意見を付するものとする。</u><br>(就学援助の認定) | (就学援助の申請の手続)<br>第 4 条 (略)<br><br><br><br><br><br><br>(就学援助の認定) |

第5条 前条の規定による申請書及び書類の提出があったときは、委員会は、当該申請書及び書類を審査したうえ、就学援助を受ける者を認定する。この場合において、委員会は、校長の意見に十分配慮するものとする。

2 委員会は、前項の規定により認定を行ったときは、速やかに校長を経由して保護者に通知しなければならない。

(継続申請)

第7条 現に就学援助を受けている者（前条の期間の満了する月が8月である者に限る。）が、前条の期間中に、就学援助を受けないことを希望する旨を申し出ないときは、第4条第1項の申請書を提出したものとみなす。この場合において、同条第2項中「経由して行う。この場合において、校長は、児童又は生徒について、教育的立場から意見を付するものとする」とあるのは「経由しない」と、第5条第1項中「ときは、委員会は」とあるのは「ときは、委員会は、委員会が別に定める日における家庭状況により」と、「意見に十分配慮するものとする」とあるのは「意見を聴取しない」と、第6条第1項中「委員会が認定の申請を受理した日の属する月（以下「申請月」という。）から翌年度（4月から8月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月まで」とあるのは「現に受けている就学援助を受けることができる期間の満了する月の翌月から翌年度の8月まで」と読み替えるものとする。

第5条 前条の規定による申請書及び書類の提出があったときは、委員会は、当該申請書及び書類を審査したうえ、就学援助を受ける者を認定する。

2 委員会は、前項の規定により認定を行ったときは、速やかに保護者に通知しなければならない。

(継続申請)

第7条 現に就学援助を受けている者（前条の期間の満了する月が8月である者に限る。）が、前条の期間中に、就学援助を受けないことを希望する旨を申し出ないときは、第4条の申請書を提出したものとみなす。この場合において、第5条第1項中「ときは、委員会は」とあるのは「ときは、委員会は、委員会が別に定める日における家庭状況により」と、第6条第1項中「委員会が認定の申請を受理した日の属する月（以下「申請月」という。）から翌年度（4月から8月までに受理した場合にあっては当該年度）の8月まで」とあるのは「現に受けている就学援助を受けることができる期間の満了する月の翌月から翌年度の8月まで」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。